確定申告は3月15日までに

所得税の確定申告は3月15日までに

平成12年分の所得税の確定申告期間は、2月16日～3月15日までとなっています。

申告会場は大変混雑します。

申告期限間近になりますと、申告書の書き方が分からないなどの場合には、早めに相談して申告を済ませましょう。

所得税の確定申告の相談においでの際は、次の書類等をお持ちください。

○申告書、印鑑
○筆記具、計算器具
○金融機関名、口座番号の分かる書類
○社会保険料、生命・損害保険料証明書、その他所得控除を受けるための書類
◎所得金額を計算できる書類など…

※所得金額を計算できる書類とは

▼事業所得や不動産所得のある人など
・収支内訳書または収入金額、必要経費などが分かる書類
▼給与所得のある人
・源泉徴収票（原本）
▼年金を受給している人
・公的年金等の源泉徴収票（原本）
▼土地や建物などを売った人
・売買契約書
・取得価格の分かる書類
・仲介手数料などの譲渡費用の分かる書類
▼その他の収入のあった人
・収入金額の分かる書類など

納税は期限内に振替納税のご利用を

平成12年分の確定申告による所得税の納期限は平成13年3月15日㈭です。できるだけ早めにお済ませください。

今回振替納税を希望される方は、3月15日までに銀行や郵便局等の金融機関の窓口か税務署に「預貯金口座振替依頼書」を提出してください。

また、既に振替納税を利用されている方は、指定された預貯金口座の残高を確認しておいてください。

▼問い合わせ　新潟税務署
☎229―2151

申告と納税はお早めに！

申告会場のご案内

◎確定申告に関する相談の方（譲渡所得や贈与税の相談を除く）

▼会場　プラーカ3
2階特設会場（新潟駅南口）
▼日時　2月1日㈭から3月15日㈭まで
午前9時～午前11時
午後1時～午後3時30分
※2月15日㈭までは還付申告のみ受け付けています。

◎確定申告に関する相談の方
▼会場　新潟税務署（4階）
▼日時　2月16日㈮から3月15日㈭まで
午前9時～午前11時
午後1時～午後4時
※両会場とも土曜日、日曜日、休日は除きます。

税理士による還付申告無料相談

税理士事務所において、次のような小額な還付申告相談及び申告書の作成を無料で行いますので、最寄りの税理士事務所へ事前に電話連絡のうえ、お出かけください。

▼利用できる方
①年金を受けておられる方
②給与所得者で医療費控除を受けようとされる方

▼税理士事務所
・神田武彦事務所（中央6丁目）
☎385―4030
相談日…2月9日㈮
・渋谷勇事務所（沢海中）
☎385―4070
相談日…2月9日㈮

▼問い合わせ
関東信越税理士会新潟支部特設電話　☎228―5646
（1月29日から2月9日までの午前9時30分から午後4時まで）

申告書の提出は、郵送で

確定申告書の提出は、できるだけ郵送でお願いします。

▼あて先
〒951―8685
新潟市営所通二番町692番地5
新潟税務署

ご存じですか？タックスアンサー

税金のことで疑問や分かりにくいことはありませんか。

タックスアンサーは、税金に関する相談に、コンピュータが自動的にお答えする電話サービスです。

日曜・祝日も含め毎日24時間ご利用になれます。各税目にわたり身近なテーマを中心に広範な項目（約670項目）が用意されています。

利用方法は簡単です。まず、タックスアンサーに電話し、案内に従いコード番号を押します（または回します）と解説が流れます。

なお、ご利用に必要なコード表は税務署や町などの窓口においてあります。

《タックスアンサーの電話番号》
☎223－2299

《インターネットサービス》
アドレス
http://www.taxanser.nta.go.jp/

たばこによる火災を防ごう

～出火原因の1位は「たばこ」（放火を除く）～

平成11年の総火災件数は5万8、526件。このうち、たばこが原因で発生した火災は6、415件で、放火を除く出火原因の第1位となっています。また、たばこによって全国で起きた火災の損害額は、年間およそ133億円に上ると算定されています。

たばこによる火災の発生経過を見ると、「投げ捨てによるもの」が3、583件（55・9％）と最も多く、続いて「灰皿などからたばこの火種が落下した」が1、342件（20・9％）、「消したはずのたばこが再び燃え出した」が325件（5・1％）の順となっており、たばこが原因の火災の多くは、喫煙者の火気管理意識のなさや不注意によって起きていると言えます。

たばこの火は、700～800℃もの高温です。火のついたたばこはもちろん、火を消したつもりでも完全に消えていないことがあるので、吸い殻の扱いには十分に注意しましょう。

〈資料・消防庁〉

●喫煙者の方へ
―たばこ火災防止のための注意点！―

・たばこの投げ捨てはしない。
・寝たばこは絶対にしない。
・火のついたままのたばこを放置しない。
・歩行中は喫煙しない。

●さらに、万一のために次の点に心がけると安心です

・布団、シーツ等の寝具類やパジャマ等の衣類は、防炎品を使用しましょう。
・必ず灰皿のある場所で吸い、その周りは常に整理整頓しておきましょう。
・灰皿は、ふちが大きく深めのものを使用し、いつも水を入れておきましょう。
・たばこを捨てる際には、水をかけるなど火が完全に消えていることを確認しましょう。

歩行中の喫煙やたばこの投げ捨てはやめましょう。

固定資産課税台帳の縦覧期間について

平成13年度の課税に係る固定資産課税台帳を、次の期間に限り、固定資産の所有者およびその関係者に縦覧します。

▼期間　3月1日㈭～3月30日㈮
（土曜日・日曜日・祝日は除きます）
▼時間　午前8時30分～午後5時15分
▼場所　役場　町民税課

還付申告と納税相談

町では、給与所得者で「医療費」「住宅借入金等の特別控除」等の還付申告及び公的年金受給者の還付申告や初めて営業をやられた方の納税相談を行います。

還付申告については、広報2月号の折り込みチラシをご覧ください。

住民税の申告について

所得税の確定申告者以外の方で、住民税の申告が必要と思われる方に申告書を発送いたしますが、的確に把握できないため、広報2月号の折り込みチラシの「手引き」をお読みいただき、該当する方は相談日に納税相談会場にお出でください。

区分	相談日・対象地区	時間・場所
給与所得者等で住宅借入金等特別控除、医療費控除等の還付申告者の納税相談	2月7日㈬ 2月9日㈮　全町	午前9時～11時 午後1時～4時 横越町役場 多目的ホール
初めて営業をされた方で、比較的小規模な営業所得者の納税相談	2月20日㈫　全町	
農業所得者の納税相談	3月1日㈭　上町・中央 2日㈮　東町・川根町 茜ケ丘 5日㈪　沢海 6日㈫　木津・二本木 7日㈬　小杉・藤山 駒込	
住民税対象者の納税相談	3月8日㈭　上町・中央 9日㈮　東町・川根町 茜ケ丘 12日㈪　沢海 13日㈫　木津・二本木 14日㈬　小杉・藤山 駒込	

税金は　国の未来を　守るもの　（佐藤　悠衣）